

成績評価における客観的な指標

(試 験)

1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。
2. 試験には定期試験、追試験および再試験等がある。追試験はやむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。
3. 追試験および再試験は、本校において必要と認めたときに限り、これを行う。

(成 績)

学業成績の判定は、優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、次のとおりとする。

(1) 医療事務学科・保育専攻学科

優は80点以上、良は60点以上、可は50点以上、不可は49点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

(2) 介護福祉学科・こども保育学科

優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

(3) 再試験により合格となった者の学業成績は、点数如何によらず可の判定とする。

(客観的な指標)

客観的な指標に基づく相対評価により順位付けを行う場合には、GPA (Grade-Point-Average) を用いる。

学業成績のGP (Grade-Point) への換算は、優…4ポイント、良…3ポイント、可…2ポイント、不可…0ポイントとし、その数値の平均 (GPA) にて順位付けを行う。